

障害児通所支援の新規利用のご案内



1. サービスの種類について

名称	内容
障害児相談支援	相談支援専門員がご本人の希望や発達状況に寄り添って障害児支援利用計画を作成します。また、一定期間ごとにモニタリングを行い、計画を見直します。サービスを利用するためには、この「障害児支援利用計画」の作成が必要となります。
児童発達支援	未就学のお子さんを対象に、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等 デイサービス	主に小学生から高校生までのお子さんを対象に、放課後または休校日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進に必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

2. サービスを利用する場合の自己負担について

利用料は原則 1 割負担となりますが、国では負担軽減を目的に月額の上限負担額を定めています。

区分	世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	4,600 円
一般 2	上記以外	37,200 円

※障害児相談支援に係る費用については、利用者負担はありません。

※各事業所でおやつ代や教材費等を別途実費で徴収する場合があります。

※未就学のお子さんについては、保育園等に通う兄・姉がいる場合、多子軽減措置により自己負担額が軽減される場合があります。

※満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間は無償化の対象となります。

※同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合など、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合に申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児入所給付費」または「高額障害児通所給付費」として償還給付（返金）される制度があります。該当される方には、市から申請書等を送付します。

3.サービス利用の流れ



障害児通所支援の新規利用のご案内



お問合せ先 すわ☆あゆみステーション
諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所4階
健康福祉部 こども課 こども応援係
TEL (0266) 52-4141 (内線444)

